

氏 名 やまもと たつお
山本 達夫

学位の種類 博士（文学）

報告番号 乙第 1617 号

学位授与の日付 平成 28 年 3 月 22 日

学位授与の要件 学位規則第 4 条第 2 項該当（論文博士）

学位論文題目

ナチ・ドイツにおける経済の脱ユダヤ化—1938 年十一月ポグロムの社会経済的背景—

論文審査委員（主査）	福岡大学	教授	星乃 治彦
（副査）	福岡大学	教授	松塚 俊三
	福岡大学	教授	森 茂暁
	広島大学	教授	長田 浩彰

博士学位論文内容の要旨

ナチ・ドイツにおける経済の脱ユダヤ化政策 —1938年十一月ポグロムの社会経済的背景— 山本 達夫（東亜大学准教授）

経済の脱ユダヤ化とは、ナチ・ドイツで行われた経済活動からのユダヤ経営の排除を意味するナチ用語である。当初、無秩序に展開されていた排除は1937年末以降、一定の政策として遂行されるようになった。この政策の遂行過程でユダヤ経営は清算（閉鎖）または所有権がドイツ人に譲渡された（アーリア化）。経済の脱ユダヤ化政策によってユダヤ経営はドイツ社会経済から姿を消した。

経済の脱ユダヤ化は資本主義秩序をゆるがす危険性をはらんでいた。そのため反ユダヤ・イデオロギーと経済合理性のあいだを揺れ動いた。経済の脱ユダヤ化の分析は第三帝国の社会経済構造の解明につながるはずである。だが、わが国のドイツ現代史研究においては未開拓の分野となっている。圧倒的なホロコーストの現実の前に、絶滅政策以外のユダヤ人政策が絶滅政策に収れんするものとして考察されるか、付随的・周辺的に扱われてきたことがその原因として考えられる。

経済の脱ユダヤ化には多くの組織が関与し、その影響はドイツ社会経済の広範におよんだ。「法治国家」を建前に衆人環視のなかで財産の強奪を行うため、擬似合法的な法令が必要とされた。法案を作成したのが、職業官吏制度再建法によってナチ化された官吏であった。1935年のニュルンベルク法も官吏のナチ化がもたらしたものである。経済の脱ユダヤ化に関連する重要な法令は、ニュルンベルク法にもとづく行政命令として発布された。

ナチ・ドイツのユダヤ人政策を考察するには政策が個々の局面で有した社会経済的機能を分析する必要がある。反ユダヤ主義が社会現象として出現するのは歴史的過程だからである。経済の脱ユダヤ化は1936年秋に始動する四カ年計画と深く関連していた。四カ年計画とは「民族共同体」の強化と戦争経済体制の確立を目的としたナチの統制経済である。

ナチの統制経済は営業経済組織をとおして行われた。営業経済組織は当初ユダヤ人を排除せず「経済におけるユダヤ人の平等」の原則を堅持していた。これは無論ユダヤ経営に無制限の活動の自由を認めたものではない。ライヒ経済省はユダヤ経営を営業経済組織内にとどめて管理しようとしたのである。

輸入監視局による原料わりあて制度は、産業部門間に跛行状態を生じさせた。これは四カ年計画がドイツ社会経済におよぼした最大の影響である。一方での労働力不足と他方での余剰労働は、強制労働配置を国策化していった。不急不要の産業部門としてとくに繊維・衣料産業部門が標的とされた。この産業部門は伝統的にユダヤ人とユダヤ経営の力が圧倒的な部門でもあった。

経営の存続が脅かされるなか、ドイツ人経営者たちは営業経済組織への抵抗を始めた。国境地帯リンネル織物業連合有限会社は関連中小経営の自己防衛を試みた。同じ衣料部門の連盟であるAdefaは反ユダヤを掲げて業界の再編を試みた。両組織の特徴は、営業経済組織の影響を排した独自の集団を結成しようとしたこと、およびナチ党の理念を盾として行動したことにある。リンネル織物業連合は中間層の保護を、Adefaは第三帝国の国是である反ユダヤ主義を掲げた。ナチ指導部はこれらの組織を正面から批判できなかった。

同じころ、ドイツ企業によるユダヤ企業の合併（アーリア化）が加速していた。アーリア化の

目的のひとつは実体としての経営の存続，職場の確保であった。アーリア化の蔓延によってユダヤ人問題が隠蔽・温存される（偽装アーリア化）おそれが生じた。ナチ指導部にとって，攻撃対象としてのユダヤ経営の存在は，経営の閉鎖と強制労働投入による「最高効率の労働体系」の確立に不可欠であった。ユダヤ経営の存続と閉鎖をめぐってユダヤ経営問題が生じ，これがナチ指導部にとってのユダヤ人問題となった。

1937年末以降，ナチ指導部はユダヤ人問題の解決に乗り出す。「経済におけるユダヤ人の平等」の原則を否定し，ユダヤ経営あての原料わりあて量を削減した。目的は，労働力と原料の産業部門間における移動の促進である。「民族共同体の敵」としてのユダヤ人への攻撃は，四カ年計画が惹起した社会経済的矛盾への政策的対応であった。

1938年6月，供給過剰の経営の閉鎖と労働忌避者（余剰労働力）の動員を目的とする「六月行動」が起こされた。これはユダヤ経営問題のナチ的解決であった。経営の計画的・暴力的閉鎖は，その後十一月ポグロムによって補完された。「第二次六月行動」としてのポグロムは，そのテロ的側面だけではなく社会経済政策的側面にも注目しなければならない。十一月ポグロムの原因として現在なお流布している「グリュンスパンの引き金説」は誤りであり，当時のナチのプロパガンダを追認するものにすぎない。むしろ引き金を引いただけであれだけの殺人と狼藉が行われ得た当時の社会経済的背景，それを生み出したナチ社会経済体制の責任が問われなければならないのである。

ドイツ・ユダヤ人が「ユダヤ系のドイツ国民」であったことをふまえて，ホロコーストが「多数派のドイツ人による少数派のドイツ人の殺害」であった（長田）といえるのであれば，経済の脱ユダヤ化は「少数派のドイツ人の迫害を通じたドイツ社会経済の統制と支配」であったといえる。

(考察の時期設定) ナチ政権期(1933年から1945年)は、①ナチス政権初期に見られたニュルンベルク法に代表される公生活からのユダヤ人の排除される第1段階、②「アーリア化」と呼ばれる経済活動からのユダヤ人の排除・財産の奪取を特徴とする第2段階、③強制的国外移住、強制移送、強制収容、そして果てはホロコーストに進んでいくという第3段階のうち、山本論文は、比較的研究の遅れが見られる第2段階を対象としている。

(分析の枠組みとその研究史的位罫) 主に第3段階としてのホロコーストにおいては、ナチ・イデオロギーがそのまま実践されたものだとする、意図主義的解釈と、ナチ・イデオロギーの果たした役割を小さく見て、むしろ「状況」によって規定されていたとする機能主義的解釈が対立しているが、この論争を意識しながら、1937年を中心とした「脱ユダヤ化政策」「アーリア化」を、経済合理性と反ユダヤ主義イデオロギーが絡みながら展開していくプロセスとして解明している。研究史的には1970年に出版されたシュロイネスが『アウシュヴィッツへの紆余曲折の道』で単線的な発展方向をすでに否定したが、山本氏はそれを一歩進めて、ユダヤ人迫害の変遷を社会構造の変化がユダヤ人政策の上に投影されたものと見る手法をとる。

(分析領域) とくに山本氏が注目するのは、社会構造の中でも、衣料・繊維といった「ユダヤ経営」が強力とされた領域で、社会的・経済的緊張・矛盾が現れるたびに、ユダヤ人やユダヤ経営を標的とする攻撃の回路が明らかにされる。その際その攻撃は、単にナチによって外からもたらされるというものでもなく、下からの社会史ともいべき観点が導入され、ユダヤ人経営に対する嫉妬や自らの利害拡張を考える Adefa や ADEBE といった業界団体や Adefa の理事長otto・ユングの動向が追求される。ここで山本氏は、①下からの反ユダヤ大衆行動と上からの行政措置、②大衆行動の先行と行政措置の後追い、③行政措置は大衆行動を鎮静化させる機能をあわせもつとする、アーダムや栗原優の所説を支持しながら、考察を進め、単なるドイツ人对ユダヤ人の対立という図式ではなく、長田浩彰氏の主張でもある「多数派のドイツ人による少数派ドイツ人の殺害」だったという主張を支持することになる。

(展開と結論) その後4か年計画が推移する中で、供給過剰と労働力不足が生じると、1938年6月供給過剰の経営の閉鎖と労働忌避者の動員を目的とされた「6月行動」が、ユダヤ人経営に対して展開された。この下からの反ユダヤ運動としての「6月行動」は、ホロコーストの前史ともいえる同じ年の有名な11月 Pogrom のさらに前段階と言える山本氏は結論する。この結論は、一般的にいわれているグリュンスパン事件を引き金としたユダヤ人襲撃事件という定説に対するアンティテーゼになっており、オリジナリティは極めて高い。

(史料収集について) こうした議論の展開をする、山本氏の論稿は、この間山本氏が公表した13本にわたる学術論文のエキスが凝縮させた力作である。科研費を使って、この間たびたびベルリン連邦文書館、ゲッティンゲン大学史学科図書館をはじめドイツへ文献調査、資料調査を重ね、ドイツ・ベルゲン・ベルゼン強制収容所へも足を運ぶなどの資料収集にも努め、渉猟された資料は十分である。

(口頭試問での議論) 口頭試問では、ドイツ現代史の中での位置づけを明らかにするためのコメント・質問がなされた。まず、ゴスヴァイラーの1971年に出版された Grossbanken, Industriemonopole, Staat に代表される1970年代から80年代にかけて展開された独占資本理論は、積極的にナチ支持積極的にナチ支持した石炭・鉄鋼資本とナチと距離をとった電機・化学資本などを区別するが、山本氏が扱った比較的マイナーな繊維・衣料資本は、それとの関連で言えばナチ体制の中でどう位置付けられるのかという質問があった。

また、時代を下って、1996年に出された『ヒトラーの意に喜んで従った死刑執行人たち』(Hitlers willige Vollstrecker)の知見である、ルター以来綿々と続くドイツ人内部にある反ユダヤ主義を問題にすると、経済的合理性と反ユダヤ主義が交差しながら政策がすすめられる山本氏の主張は、一般的に適応できるテーゼであって、ナチ体制の特質と言えるのかどうか、

という疑問も呈された。さらに、グリュンスパン事件の評価について、山本説を支持する他の研究者はいるのか、という質問もあった。最初の2つの質問に関しては、衣料資本は全体の位置づけからして小さく大資本と比較してナチ体制の位置づけは明確ではない。第2と第3の疑問に関しては今後の課題となった。その他ニュルンベルク法の条文理解の妥当性が発言されたが、その都度的確な回答が得られた。

(結論) 審査委員全員の協議の結果、様々な観点から検討したうえで、山本論文は博士(文学)の授与に値するに足る論文である、との全員の合意に至った。